

焼津市農業委員会 3月総会議事録

1 日時

令和5年3月15日(水) 午後2時 ~ 午後3時30分

2 場所

焼津市役所本庁会議室1B

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	×	16	石野 恵一	○
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	○	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	栢村 輝夫	×	19	山下 早苗	×
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	○			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 鈴木博久 主査 丸山チヒロ 主事 清水健太郎

5 議事日程

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の専決受理について
第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について
第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について
第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について
第5号 農地の利用目的変届出について
第6号 転用等確認について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
第2号 農地法第4条の規定による許可について
第3号 農地法第5条の規定による許可について
第4号 非農地の判断について
第5号 焼津市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程の制定について
第6号 農地法第3条第2項第5号による下限面積(別段面積)の廃止について
第7号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について
第8号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員19名中、ただ今の出席委員は、<u>17名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和5年3月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。9番鶴橋俊次委員、10番桜井亮平委員の両名にお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第6号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【報告第1号から報告第6号までを朗読】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第6号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第6号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号15を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号15を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。譲受人の経営面積は、田2,928㎡、畑7,016㎡の計9,944㎡、労力は2人です。</p> <p>申請地は、航空自衛隊静浜基地より北へ約500mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>申請人においては、農業経営の規模拡大のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>経営面積、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 15番	<p>ただいま事務局から詳しい説明があったとおりです。</p> <p>譲渡人は、サラリーマンであり、耕作が難しいことから、以前より本申請地を今回の譲受人に貸して耕作をしてもらっていたという経緯があります。</p>

	<p>譲受人は認定イチゴ農家であり、今後も適正に耕作管理をしていくと見込まれることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号15を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号15は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号、番号16を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号16を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。譲受人の経営面積は、田8,049㎡、畑1,945㎡の計9,994㎡で労力は3人であります。</p> <p>藤守の申請地2筆は水産加工団地から南へ約600m、下小杉の申請地は航空自衛隊静浜基地東端から東へ200mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>申請人においては、農業経営の規模拡大のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>経営面積、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 田中徳秀	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>3月3日に静浜地区委員で現地調査を行いました。</p> <p>譲渡人は市外在住であり、本申請地での営農の意思はなく、今回譲渡に踏み切りました。</p> <p>譲受人の本業は建設業ですが、熱心に営農に取り組んでいまして、農業用機械の保有も問題ありませんので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号16を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号16を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」の番号15を</p>

	<p>審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号15を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、市中新田配水場より南へ約200mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、中新田の農地54㎡について、住宅敷地の拡張にて来客用駐車場等にて利用するため、転用したいという申請であります。</p> <p>申請地は申請人の子が居住する住宅敷地に隣接しておりますが、来客も多いことから来客用の駐車場として使用し、また近隣に居住する申請人においても駐車場不足の際に駐車場として使用したく、今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の北側は宅地、南側は道路、東側は宅地、西側は申請人所有の雑種地であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。</p>
地区委員 11番	<p>ただいまの事務局の説明のとおりです。</p> <p>場所は中新田配水場の南側の、住宅が建並んでいるところです。</p> <p>大富地区委員で現地調査を行いました。周辺は既に宅地化が進んでおり、ここだけ三角形の不整形地として残っている状況でした。</p> <p>周辺の農地への影響もありませんので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号15を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号15を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、番号16を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号16を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所でございますが、焼津水産加工団地より西へ約500mに位置する第1種農地です。</p> <p>本件は、惣右衛門の農地14.91㎡について住宅敷地の拡張にて、住宅への進入路を拡幅するために転用したいという申請であります。</p> <p>現在、申請人は住宅への出入りに敷地南側の公衆用道路を使用しておりますが、幅員が狭いため大きな自動車は出入りできず日常生活において不便を来し</p>

	<p>ております。</p> <p>他の道路に面する場所はコンクリート壁及び生垣にて仕切られていることから、申請地を利用して幅員を広げるべく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の北側は申請人所有の畑、南側は公衆用道路、東側は申請人の住宅敷地で宅地、西側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「既存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであり、転用もやむをえないもので周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 10番	<p>ただいまの事務局の説明のとおりです。</p> <p>3月3日に和田地区委員で現地調査を行いました。</p> <p>申請地の場所は惣右衛門の吉永街道沿いの所で、現地調査に行く際も、入るのがすごく大変で、たしかに進入路がかなり狭い印象を受けました。</p> <p>住宅敷地の横の茶畑を少し削って進入路を広げるということで、周辺農地への影響も軽微であることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号16を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号16を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」の番号47を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号、番号47を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、県立清流館高等学校より西へ約400mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、上新田の農地2,545㎡について、フットサル場として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>申請地は譲受人の父親が所有している農地であります。今回これを譲り受けてフットサル場を造成し利用したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>申請地の北側は水路と道路と宅地、南側は水路、東側は道路、西側は譲渡人所有の畑と道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事</p>

	<p>務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 7番	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>前のスライドの写真を見てもらえばわかるとおり、申請地に隣接する住宅の窓から手を伸ばせば手が届くくらいの近さにフェンスが建ちフットサル場ができるということで、夜の騒音や照明が周辺へ影響を及ぼさないかと懸念があったので、3月8日の地区審査会に申請代理人の行政書士をお呼びしてヒアリングを行いました。今回の転用にあたり、地元住民には説明会を開き、その中でも反対意見は出なかったそうです。</p> <p>3月8日の地区代表委員会議の際は、夜間の照明が周辺の水田の稲の生育に影響を及ぼさないかという意見も出ましたので、事務局を通じて、万が一問題が出たら対処していただくように転用者をお願いをしたところでした。</p> <p>地区委員としましては、農家も含めた地元住民の反対意見はないということと、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、番号47を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号、番号47は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号「非農地の判断について」を議題とします。</p> <p>本議案に係る河合英夫委員、美澤昭二委員につきましては、本議案の採決が終わるまで退室をお願いします。</p> <p>【退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第4号を朗読後、説明】</p> <p>本件につきましては、令和4年の8月から9月にかけて実施された農地利用状況調査において、東益津地区委員の現地調査により再生利用が困難な農地と判断された土地について、非農地として判断するものであります。</p> <p>番号1から24ページ目の番号143の土地は、山林化しており、農地への復元が困難と認められるため、非農地と判断することは問題ないと思われま</p> <p>す。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号</p>

	<p>を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定しました。</p> <p>それでは河合委員、美澤委員の入室を認めます。</p> <p>【入室】</p> <p>次に、議案第5号「焼津市農業委員会個人情報保護に関する法律等施行規程の制定について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第5号を朗読後、説明】</p> <p>焼津市農業委員会における個人情報の取り扱いについては、平成18年に告示された「焼津市農業委員会が保有する公文書に記録された個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する規程」に基づき運用がなされていましたが、今回、今までは国、民間事業者や地方公共団体ごと、別々の個人情報の保護に関する法令により運用されていたものを、「個人情報の保護に関する法律」が制定され、同一の法の規定によって取り扱われることとなりました。</p> <p>この改正に伴いまして各地方公共団体は、この個人情報保護法に許容される範囲内で条例を新たに作り直すことが求められ、焼津市では「焼津市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、令和5年4月1日から施行されることとなりまして、こちらの条例に基づく実務において必要となる様式等が「焼津市個人情報の保護に関する法律等施行規則」により定められました。</p> <p>それに伴い、農業委員会でも、以前までの市の規則を準用した「焼津市農業委員会が保有する公文書に記録された個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する規程」を廃止し、新たな市の施行規則を準用した「焼津市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程」を定めようとするものであります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>実際にどういう内容なのか、より具体的な説明を事務局に求めます。</p>
事務局	<p>例えば焼津市農業委員会で持っている個人情報といいますと、農地台帳が挙げられまして、こちらには農地所有者、耕作者の住所氏名等が書かれていますけれども、個人情報を掲載された本人はその内容を見せるように農業委員会に請求することができまして、その情報に間違いがあったりする場合に、正しい情報に修正するように請求ができるなどの内容になっています。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第6号「農地法第3条第2項第5号による下限面積（別段面積）についての廃止について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>【議案第6号を朗読後、説明】</p> <p>農地法3条の許可の要件の中に、一定の面積を経営していなければ許可ができないという規定が第2項第5号にございますが、令和5年4月1日の農地法の改正において、その第5号で規定されておりました一定の面積を経営していなければ許可できないという内容については廃止されることになっております。</p> <p>従来はこの「一定の面積」を各農業委員会で定め、告示を出すこととなっていて、焼津市農業委員会でも平成23年7月に焼津地区30アール、大井川地区30アールに面積を定め、告示を出して運用しているところでございますが、今回の農地法の改正に伴い、「一定の面積」要件自体がなくなり、告示も不要になるため、その旨を告示しようとするものであります。</p> <p>なお、3条許可の要件の一つとして、「一定の面積」要件はなくなりますが、農業従事日数、農機具保有状況、自身が耕作すべき農地を全部効率的に耕作することといった、他の要件は廃止にはなりませんので、誰でも農地を買えるようになるといったことではございません。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第6号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第7号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第7号を朗読後、説明】</p> <p>それでは 議案第7号について説明いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律が改正され、4月1日に施行されますが、第7条第1項に、改正前は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならない。」と規定されていたものが、改正後は、「指針を定めなければならない」とされたため、今回作成し、お諮りするものであります。</p> <p>なお、この指針は、毎年度行う「当該年度の最適化の活動の目標の設定と、前年度の活動状況等の点検、評価」を行う際のベースとなるものとなります。</p> <p>内容であります。法の規定によりまして、最適化の推進に関する目標、最適化の推進の方法、目標の達成状況の評価の方法 を定めることになっており、その内容が盛り込まれております。また、全国農業会議所が「参考例」を作成して配布していただいております。その参考例をベースに作成しております。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>

	<p>農業委員会等に関する法律の第7条第4項の規定により、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めようとする場合には、農地利用最適化推進委員の意見を聞くこととされております。</p> <p>本指針に対する、農業委員及び農地利用最適化推進委員の質疑、意見について、発言を許します。質疑、意見はありませんか。</p>
推進委員 伊東光男	<p>今の説明の中で、市内の遊休農地の解消目標や、農地の集積目標など説明がありましたけど、私の担当地区である東益津地区には、山の急傾斜地で耕作も管理もできなくなっている土地が多くありまして、そういった非農地化した土地の対策はなかなか難しいと思うのですが、そういった山の方の土地についても、遊休解消や集積など、同じように当てはめてしまってもいいんでしょうか。</p>
事務局	<p>【質問に対する説明】</p> <p>管内農地面積や遊休農地解消面積、集積面積の目標の数値としては市内全域の農地が含まれている形にはなっていますが、当然今おっしゃったとおり、山の土地は管理が難しく、先ほどの非農地判断にも出てきたような山林化が進んでしまっているという農地も増えてきて解消も集積も難しいことは理解しております。そうすると近隣市町でもそうですが、数値目標が低くならざるを得ない状況でして、国では目標集積率を管内農地面積の80%以上を目指すように掲げていますけども、とてもそんな数値は難しく、焼津市農政課は60%として目標を設定していますが、実際には35%ほどしか集積は進んでいませんので、その目標すら現実的には相当難しい数値であります。</p> <p>対策としましては、今年度利用状況調査で東益津地区の委員さんに協力願いまして、ある程度範囲を決めて非農地判断のための現地確認を行っていただいたのですが、引き続き来年度以降も範囲を広げていって、だんだんと山林化した農地については非農地化していき、管内農地面積という「分母」を減らしていくことで、集積率の実績も上がっていくということも想定しています。</p>
議長	他に質疑、意見はありますか。
地区委員 4番	<p>先ほどの非農地判断の中で4haほど農地から除外した土地があったかと思いますが、この非農地化した土地も指針の中の、令和4年度当初の管内農地の数値に入っているという解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>また、令和4年農地利用状況調査を経て非農地化した4haについては、遊休農地面積としてカウントされる恐れはないという解釈でよいでしょうか。</p>
事務局	<p>【質問に対する説明】</p> <p>そのとおりでございます。</p>
議長	他に質疑、意見はありますか。
推進委員 増田正春	<p>指針の文章の中で、「委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う」とありますので、来年令和6年に見直しを行うという解釈でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>【質問に対する説明】</p> <p>こちらの表記については、状況に応じて、少なくとも3年ごとには見直しを</p>

	<p>しなくてはいけないという目安として考えています。</p> <p>来年については、今年から数値等の状況が大きく変われば見直しを行います が、現状からあまり変わらなければ、改選はありますが、策定からまだ1年し か経っていませんのでまだ見直しを行うには早いのかなと今のところは考え ています。</p>
推進委員 増田正春	<p>現時点では、指針としてこの内容がいいのか悪いのか判断がつかないもので すから、まずはこのままいってもらって、是非状況に応じた見直しをしっかり 行っていただければと思います。</p>
議長	<p>他に質疑、意見はありませんか。</p> <p>【質疑、意見なし】</p> <p>これで質疑、意見を打ち切ります。お諮りします。議案第7号を原案のとおり 決定することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案に係る八木榮志委員、杉本芳郎委員につきましては、本議案の採 決が終わるまで、退室をお願いします。</p> <p>【退室】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案を朗読後、説明】</p> <p>以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農業経営基 盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、決定をしようとするも のであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号 「農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに、ご異 議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定しました。それでは八木委 員、杉本委員の入室をお願いします。</p> <p>【入室】</p> <p>以上で、本日の議事並びに報告事項は、すべて終了しました。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、令和5年3月総会を終了します。</p>